

# 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律 の一部を改正する法律(概要)

平成17年4月

## 犯罪被害者等基本法

第3条(基本理念)、第13条(給付金の支給に係る制度の充実等)、  
第20条(国民の理解の増進)、第22条(民間の団体に対する援助)等

平成17年12月

## 犯罪被害者等基本計画

平成18年4月～

## 3つの検討会

- ◆ 経済的支援に関する検討会
- ◆ 支援のための連携に関する検討会
- ◆ 民間団体への援助に関する検討会

犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会の「最終取りまとめ」等を踏まえ、所要の改正を行う。

平成19年11月

## 最終取りまとめ

「犯罪被害者等基本計画」の結論とし、これに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進する。(犯罪被害者等施策推進会議決定)

### 課題

### 改正後(平成20年7月1日施行)

◆ 今回の支援内容の拡充を反映した題名に改正すべき

#### ◆ 題名の改正

- ・ 題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正

◆ 基本法の基本理念(犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する)に立脚して犯罪被害者給付制度を拡充すべき

#### ◆ 目的の改正

- ・ 目的に、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを追加

◆ 重傷病の療養のため休業した者に、自賠責の上限を参考に、休業損害を考慮した給付をすべき

#### ◆ 休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算等

- ・ 重傷病の療養のため休業した場合、重傷病給付金(現行は医療費の自己負担分)に、休業損害を考慮した額を加算
- ・ やむを得ない理由により申請できなかったときは、理由のやんだ日から6月以内に申請可能とする特例を創設

◆ やむを得ない理由により申請期間(2年、7年)を過ぎた者に特例を設けるべき

【参考】障害給付金及び遺族給付金の拡充(政令事項)

- ・ 重度後遺障害者(障害等級1～3級)に対する障害給付金の引上げ
- ・ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ

◆◆ 民間団体全体の全国的な事業水準の向上と均質性の確保を図るべき

#### ◆ 民間団体の活動の促進を図るための措置等

- ・ 都道府県公安委員会による民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための助言、指導等
- ・ 適切かつ有効な実施のための国家公安委員会の指針
- ・ 国家公安委員会による全国被害者支援ネットワークに対する助言、指導等
- ・ 犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動

◆◆ 民間団体やその全国的な傘団体に援助が必要

◆ 広報啓発と地域の被害者支援の気運の醸成が必要